平成２９年（フ）第３８号
福岡県みやま市瀬高町山門1777番地３　雇用促進住宅瀬高宿舎３棟103号
債務者　辛嶋　信子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
福岡県柳川市東蒲池618番地８　ウィステリアハウスⅠ　Ｂ棟
債務者　佐藤　望美
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第２５４号
佐賀市新栄東４丁目７番656号
債務者　池田　未来
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５７号
熊本県八代郡氷川町鹿島1481番地６
債務者　片山　浩幸
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第７９号
鹿児島県鹿屋市下堀町9581番地７
債務者　今井　聖子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
北海道新冠郡新冠町字本町53番地の９
債務者　梶原　直道
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
北海道新冠郡新冠町字本町53番地の９
債務者　梶原真由美（旧姓羽下）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
秋田県北秋田市浦田字浦田20番地
債務者　髙杉　雄三
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１０２号
茨城県つくば市自由ケ丘401番地70
債務者　嶋田アパポンこと　ＳＨＩＭＡＤＡ　ＡＲＰＡＰＯＲＮ
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７０号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目25番地13　七星コーポ201号室、前住所茨城県龍ケ崎市若柴町1490番地１
債務者　平田富美江
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１００号
群馬県桐生市相生町２丁目193番地の４
債務者　松田　春枝（旧姓田面）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２２０号
静岡県富士市厚原618番地の１
債務者　渡邉　健太
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２２９号
三重県津市一身田豊野1406番地230
債務者　乙部佑希奈
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９５号
愛知県知立市上重原町小針30番地７
債務者　藤岡　陽子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２０６号
三重県四日市市生桑町2061番地８
債務者　矢田貝美里
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１１１４号
京都市下京区東中筋通松原下る天使突抜１丁目353番地４　サンクレスト松原　302号
債務者　おかげ家ｄｉｎｉｎｇこと　吉村　朗
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２８号
京都市左京区岩倉長谷町197番地１　グリーンハウス平岡　103
債務者　奥村　恵子（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係